

## 命 令 書

令和4年(不再)第38号

再 審 査 申 立 人 X 1 地本

令和4年(不再)第39号

再 審 査 被 申 立 人

令和4年(不再)第38号

再 審 査 申 立 人 X 2 支部

令和4年(不再)第39号

再 審 査 被 申 立 人

令和4年(不再)第38号

再 審 査 被 申 立 人 Y 1 会社

令和4年(不再)第39号

再 審 査 申 立 人 Y 2 会社

令和4年(不再)第38号

再 審 査 被 申 立 人

上記当事者間の中労委令和4年(不再)第38号及び同第39号事件(初審大阪府労委令和3年(不)第47号事件)について、当委員会は、令和7年7月2日第331回第二部会において、部会長公益委員荒木尚志、公益委員深道祐子、同原恵美、同安西明子、同権丈英子出席し、合議の上、次のとおり命令する。

## 主 文

本件各再審査申立てを棄却する。

## 理 由

### 第1 事案の概要等

#### 1 事案の概要

本件は、X 1 地本及びX 2 支部（以下、X 1 地本とX 2 支部を併せて「組合ら」というが、一部「A 1 組合」ということがある。）が、大阪府労働委員会（以下「大阪府労委」という。）が平成30年（不）第41号事件（以下「先行事件」という。）について令和2年7月29日に交付した命令書（以下「先行事件初審命令」又は「先行事件初審命令書」という。）の履行及びY 2 会社に正社員として雇用されていた組合らの組合員である運転手の退職に伴う欠員の補充（以下「欠員補充」という。）に関して同年8月24日付けで申し入れた団体交渉（以下「団交」といい、同日付けの団交申入れを「2. 8. 24 団交申入れ」という。）、並びに、X 2 支部が、欠員補充及び令和3年度の春闘に係る要求（以下「春闘要求」という。）に関して令和3年4月13日付けで申し入れた団交（以下「3. 4. 13 団交申入れ」という。）に、Y 0 会社又は令和2年9月1日に同社を吸収合併したY 1 会社（以下、吸収合併の前後を通じ、両社を「Y 0 会社」というが、Y 1 会社を区別して表記する場合には、同社を「Y 1 会社」という。）と、Y 1 会社の子会社であるY 2 会社（以下、Y 0 会社とY 2 会社を併せて「会社ら」という。）が応じなかつたことが、労働組合法（以下「労組法」という。）第7条第2号の不当労働行為に該当するとして、

大阪府労委に救済申立て（以下「本件初審申立て」という。）をした事案である。

## 2 初審において請求した救済内容の要旨

- (1) 誠実団交応諾
- (2) 謝罪文の掲示

## 3 初審命令の要旨

大阪府労委は、2.8.24 団交申入れのうち、欠員補充に関する要求について、Y2会社が団交に応じなかったのは労組法第7条第2号の不当労働行為に該当するとして、Y2会社に対して文書交付を命じ、その余の申立てを棄却する旨の決定をし、令和4年11月21日、当事者双方に対し、命令書（以下「本件初審命令」又は「本件初審命令書」という。）を交付した。

## 4 再審査申立ての要旨

組合らは、令和4年12月2日、本件初審命令の棄却部分及び認容部分に関する救済内容を不服として、また、Y2会社は、同月5日、本件初審命令の認容部分を不服として、それぞれ当委員会に再審査を申し立てた。

## 5 本件の争点

組合らの2.8.24 団交申入れに対する会社らの対応及びX2支部の3.4.13 団交申入れに対する会社らの対応は、正当な理由のない団交拒否に当たるか否か。

## 第2 当事者の主張の要旨

### 1 先行事件初審命令の履行に関する2.8.24 団交申入れについて

#### (1) 組合らの主張

ア 会社らは、先行事件初審命令を不服として再審査を申し立てたことを理由として団交に応じなかったと主張するが、再審査申立てをして

も、先行事件初審命令の救済部分には公定力があるため、会社らは命令を履行しなければならないから、団交に応諾する義務がある。

イ 組合らが先行事件初審命令の履行を求めているのは、単に主文で命じられた文書の交付方法等を協議するためではなく、労働者供給の再開に向けて協議を求める趣旨も含まれている。

この点、先行事件初審命令は、Y2会社のみならず、Y0会社も労組法上の使用者に当たるとした上で、会社らが、平成30年2月1日分以降の生コンクリート（以下「生コン」という。）の輸送について日々雇用で就労する組合員の労働者供給を依頼しなかったこと（以下「30.2.1供給依頼停止」という。）が不当労働行為に当たると判断したことから、先行事件初審命令書の交付後は、会社らが団交に応じ、労働者供給の再開等に向けた具体的な協議を行う可能性があった。

また、令和2年3月の時点で、同年9月20日付でY2会社が廃業する予定であったのであれば、履行問題について求めた2.8.24団交申入れに応じ、その旨を説明すべきであった。組合らは、廃業のことは全く知らされておらず、組合が知ったのは先行事件が再審査に係属していた令和3年8月4日である。

これらのことからすると、組合が2.8.24団交申入れを行った時点では、新たな団交の必要性が生じており、先行事件とは別の被救済利益が存在している。

ウ したがって、先行事件初審命令の履行に関する2.8.24団交申入れを会社らが拒否したことは、正当な理由のない団交拒否に当たり、労組法第7条第2号の不当労働行為に該当する。

## （2）会社らの主張

ア 先行事件初審命令の履行問題に関する2.8.24団交申入れに会

社らが応じなかつたのは、会社らが、先行事件初審命令について再審査を申し立てたことによつて、団交開催の要を認めないと判断したからである。

イ 組合らは先行事件初審命令の公定力について言及するが、同命令の主文は、30.2.1 供給依頼停止に関する文書交付であつて、組合が請求した団交応諾命令は認められていない。

しかも、先行事件初審命令において文書交付を命じた部分は、中央労働委員会が令和6年7月25日に交付した再審査命令書（以下「先行事件再審査命令」又は「先行事件再審査命令書」という。）によつて、取り消され、公定力が失われているから、会社らが改めて団交に応じるべき必要はない。

ウ そして、本件初審命令でも言及されているとおり、先行事件初審命令の履行に関する団交申入れは、組合らが先行事件において救済を求めた団交申入れとは別の新たな団交申入れを行つたものとみることはできず、むしろ、先行事件初審命令の履行を求めるものにすぎないから、そもそも義務的団交事項には該当しない。

エ 以上のことから、先行事件初審命令の履行に関する2.8.24団交申入れに会社らが応じなかつたことには正当な理由があり、労組法第7条第2号の不当労働行為に該当しない。

2 欠員補充に関する2.8.24団交申入れ及び3.4.13団交申入れについて

(1) 組合らの主張

ア 初審命令は、会社らに組合員が存在しない場合は、特段の事情がない限り、使用者には欠員補充について団交に応ずべき義務はないと述べるが、組合員が存在しなくなつたのは、会社らが正社員たる運転手の補充に不当に応じず、30.2.1 供給依頼停止に及んだからであ

る。これら会社らの違法行為の結果、組合員が存在しなくなつたにもかかわらず、このことにより、会社らが団交に応じる義務がないと結論づけるのは、違法行為を容認しているものにほかならず、不当労働行為救済制度の趣旨に反する。

イ 以下のとおり、Y0会社は、欠員補充に関して労組法上の使用者に該当するから、団交に応ずるべきである。

(ア) Y2会社は、Y0会社が製造販売する生コンを専属輸送しており、両社は所在地が同じで、設立者も同族であり、かつては代表取締役も同じであり、役員も共通していた。両社は、事務所等の施設を共用しており、社屋の区画も分けられておらず、Y2会社には同社固有の社員はない。Y2会社は、Y0会社の輸送部門というべき実態にあるなど、法人としては形骸化しており、両社は実質的に同一の会社である。

(イ) X2支部とY2会社が、平成21年10月1日に欠員補充に関して締結した協定（以下「21.10.1協定書」という。）は、欠員補充の解決を図るためにX2支部とY0会社が平成21年3月19日に交わした確認書（以下「21.3.19確認書」という。）を受けたものである。団交においても、会社ら自身が区別することなく同一の会社として対応に当たっており、21.10.1協定書と21.3.19確認書は一体のものであって、Y0会社が欠員補充を行う旨を約束したのであるから、Y0会社は、欠員補充に関して現実的かつ具体的な支配力があり、団交に応じる義務がある。

(ウ) 欠員補充について平成24年から同27年までに要求した団交申入書には、Y0会社が欠員補充に関して確認したことを示す記載があるし、それ以降も、組合らは欠員補充について要求し続けている。すなわち、団交開催の具体的日時は定かではないが、春闘要求

に合わせて行われていた毎年3月ないし5月頃の団交で合意に至らず、未解決のまま継続審議となっていたものであって、近年も平成30年2月ないし6月に団交が開催されており、特に、同年6月7日の団交では、欠員補充についてもやり取りが行われている。よって、21.3.19確認書以降、欠員補充に関する団交が継続的に行われており、Y0会社には、欠員補充についての団交に応じる義務がある。

(エ) 先行事件初審命令では、30.2.1供給依頼停止に関してY0会社の使用者性が認められている。そもそも、労働者供給は、継続審議事項である欠員補充の暫定的措置として行われたものであるから、欠員補充と労働者供給事業は一体のものであり、Y0会社は、欠員補充についても労組法上の使用者に当たる。

(オ) 以上のとおり、会社らは実質的に同一の会社であり、また、Y0会社がX2支部に対して欠員補充を約束したこと、21.3.19確認書が交わされた後も、Y0会社は欠員補充についての団交に応じていたことからすれば、欠員補充に関してY0会社は労組法上の使用者に該当するから、団交に応ずべきである。

ウ また、Y2会社も、以下のとおり欠員補充に関する団交に応ずべきである。

(ア) 欠員補充に関する2.8.24団交申入れについて  
Y2会社は、21.10.1協定書で欠員補充を実行するとしている。よって、Y2会社には組合員を雇用する責任があることが明らかである。

なお、本件初審命令は、21.10.1協定書の締結以降、欠員補充についての協議が継続的に行われていたとまではいえないと判断するが、上記イ(ウ)で述べたとおり、継続的に欠員補充に関する

る団交は行われており、本件初審命令には事実誤認がある。

以上のことから、Y2会社は、欠員補充について要求した2.8.

2.4団交申入れに応じる義務がある。

(イ) 欠員補充に関する3.4.13団交申入れについて

3.4.13団交申入れでは、Y0会社とX2支部が交わした2.1.3.19確認書に基づく欠員補充を要求したが、本件初審命令は、Y2会社は2.1.3.19確認書の当事者ではないから団交に応じるべき立場にあるとはいえないと判断した。

しかしながら、上記イ(ア)及び(イ)で述べたとおり、Y0会社とY2会社は一体の会社であり、また、2.1.3.19確認書と2.1.10.1協定書も一体のものである。そして、欠員補充とは正社員たる運転手の補充であり、Y2会社に雇用されることになるため、Y2会社も当事者となる事項である。

よって、Y2会社は、欠員補充に関する3.4.13団交申入れについても応じる義務がある。

(ウ) したがって、Y2会社は、欠員補充に関する2.8.24団交申入れ及び3.4.13団交申入れのいずれにも応じるべきである。

エ 以上のことから、会社らが、欠員補充に関する団交申入れを拒否したことは、いずれも正当な理由のない団交拒否であり、労組法第7条第2号の不当労働行為に該当する。

なお、本件初審命令は文書交付のみを命じているが、会社らは、団交を拒否し続けているため、不当労働行為を是正するためには団交応諾命令を発するべきである。

(2) 会社らの主張

ア 以下のとおり、Y0会社は、欠員補充に関する団交に応じる必要はない。

(ア) Y0会社とY2会社は別の法人であり、Y2会社が法人として形骸化しているとか、両社が実質的に同一の会社であるなどといえないことは本件初審命令が正しく判断したとおりである。

(イ) 欠員補充とは、Y2会社の正社員である運転手の補充の問題である。X2支部とY2会社が欠員補充について締結した21.10.1協定書には、どこにもY0会社の記載はなく、Y0会社が21.10.1協定書の当事者となることはあり得ない。そもそも、Y0会社は、輸送部門は全て外注しており、同部門を保有しておらず、組合員を雇用したことではないことから、そもそも欠員補充の必要は存しない。さらに、Y0会社と組合との間で欠員補充に関する団交が継続的に行われた事実はないし、Y0会社は、組合との間で欠員補充を約束する立場にはなく、約束した事実もない。

なお、Y0会社が21.3.19確認書に押印したのは、平成21年3月19日に組合が行った納入妨害により、Y0会社は信頼を失墜し、輸送体制に対する懸念が解消されない場合はC1協同組合から生コンの割当が受けられず出荷ができなくなるとされたことが理由である。Y0会社は、21.3.19確認書に押印する必要がないことは理解しつつも、組合の筋違いの要求にやむなく応じて押印したものであって、21.3.19確認書をもって、Y0会社が欠員補充に関して労組法上の使用者に当たるとみるべきではない。

(ウ) 先行事件初審命令でY0会社の使用者性が認められたのは、あくまでも30.2.1供給依頼停止に関する部分に過ぎず、欠員補充の問題とは無関係である。

イ また、Y2会社についても、以下のとおり、欠員補充に関する団交に応ずる必要性はない。

(ア) 欠員補充に関する 2. 8. 24 団交申入れについて

Y2 会社は、令和2年9月20日に廃業しており、同社に所属する従業員はおらず、必要な人員なるものも存在しないから、同日以降はY2 会社に欠員補充の問題は存在しないことになる。そして、廃業することは同年3月に取引先に通知されているところ、情報収集能力が高い組合らがこの情報を入手していなかつたはずはない。よって、欠員補充について団交を行う実益はない。

(イ) 欠員補充に関する 3. 4. 13 団交申入れについて

21. 3. 19 確認書はX2 支部とY0 会社との間で交わされたものであり、これを根拠とした団交申入れにY2 会社が応じる必要がないと判断した先行事件初審命令の判断は相当である。組合らは、21. 3. 19 確認書及び21. 10. 1 協定書は一体のものであると主張するが、そのような関係にはなく、両者は全く無関係である。

ウ 以上のとおりであるから、会社らには欠員補充に係る団交に応じる必要性があったとはいはず、これに応じなかつたことは労組法第7条第2号の不当労働行為に該当しない。

3 春闘要求に関する 3. 4. 13 団交申入れについて

(1) 組合らの主張

ア 欠員補充によって正社員として雇用される組合員の賃金・労働条件は、従前に雇用されていた組合員の賃金・労働条件が基本として引き継がれるから、引き継がれた賃金・労働条件の更なる向上を目指すための春闘要求として3. 4. 13 団交申入れを行つたものである。

イ 本件初審命令は、会社らに組合員が存在しない場合は、特段の事情がない限り春闘要求に関する団交に応ずべき義務はないと述べるが、組合員が存在しなかつたのは、会社らの違法行為によるものであるか

ら、初審命令の判断は失当である。

ウ そして、会社らに組合員が存在しないとしても、上記 2 (1) イ (イ) 及び (ウ) で述べたとおり、Y0 会社は欠員補充を約束しており、これまで団交に応じてきたのであって、Y0 会社には、近い将来において欠員補充により組合員を雇用する現実的かつ具体的な可能性があった。

エ また、Y2 会社は、21.10.1 協定書を締結し欠員補充を実行することを確認しているから、Y2 会社に雇用責任があることは明らかである。さらに、欠員補充に関し継続的に団交を行っており、特に平成 30 年 6 月 7 日の団交においては、会社らの交渉担当者は、環境が整えば欠員補充を行うという約束があることを認めている。よって、Y2 会社にも、近い将来において欠員補充により組合員を雇用する現実的かつ具体的な可能性があったといえる。

オ なお、本件初審命令は、Y2 会社が、令和 2 年 3 月に取引先に対して廃業する旨通知した旨を認定の上、3.4.13 団交申入れ時点においては、欠員補充により組合員を雇用する現実的かつ具体的な可能性があったとまではいえないと判断したが、実際に廃業する旨が通知されたか否かは不明である上、組合員以外の従業員は従前同様に働いており、廃業及び清算手続は偽装である。

カ 以上のことから、春闘要求に関する 3.4.13 团交申入れに Y0 会社及び Y2 会社が応じなかったことは、いずれも正当な理由のない団交拒否であり、労組法第 7 条第 2 号の不当労働行為である。

## (2) 会社らの主張

ア 春闘要求に関する 3.4.13 团交申入れがなされた時点においては、会社らに組合員はない。

イ そして、Y0 会社において、近い将来に欠員補充により組合員の組

合員が雇用される現実的かつ具体的な可能性は存在しない。また、Y2会社についても、近い将来に欠員補充により組合らの組合員が雇用される現実的かつ具体的な可能性は存在しない。

ウ したがって、春闘要求に関する3.4.13団交申入れに会社らが応じなかつたことは、労組法第7条第2号の不当労働行為に該当しない。

### 第3 認定した事実

#### 1 当事者等

(1) Y0会社は、砂、砂利等の各種建設資材の採取及び販売や、生コンの製造販売を営む株式会社であり、一般貨物自動車運送事業は行っておらず、従業員に組合らの組合員はいない。

Y0会社は、令和2年9月1日、親会社であったY1会社に吸収合併され、同社がその地位を引き継いだ。

(2) Y2会社は、Y1会社の子会社であり、Y0会社と同一の住所地に本社を置き、一般貨物自動車運送事業の許可を受け、生コンの輸送業を営んでいた。

Y2会社は、生コン業界の経営統合の影響により閉鎖された申立外の生コン輸送会社2社で雇用されていた組合らの組合員である運転手7名及び申立外組合の組合員である運転手7名の計14名を雇用するため、平成9年2月24日、設立された。

なお、Y2会社は、令和2年9月20日をもって廃業し、本件再審査結審時には、解散し清算手続を行っている（下記3(2)コ、4(2)）。

(3) 会社らは、セメントや生コンの製造販売業等を目的とした企業群であ

るB 1 グループに属している。

(4) X 1 地本は、全国組織であるA 1 組合の地方組織であり、X 2 支部等の組織加盟及び個人加盟の労働者で構成される労働組合である。X 1 地本の組合員数は、令和6年9月20日時点で約1200名である。

X 1 地本は、職業安定法第45条に基づく許可を受け、労働者供給事業を運営している。

(5) X 2 支部は、主に近畿2府4県のセメント・生コン産業、トラック輸送業、その他の一般業種の労働者で組織される労働組合で、X 1 地本に組織加盟しており、組合員数は令和6年9月20日時点で約500名である。

## 2 会社らの関係、取引状況等

(1) 役員、その他従業員等

ア 合併前のY 0 会社の代表取締役は、平成5年7月12日の設立日から同30年7月9日まではB 2 社長であり、同月10日以降は、Y 0 会社の取締役であったB 3 である。

Y 2 会社の代表取締役は、平成9年2月24日の設立日から同30年7月9日まではB 2 社長であり、同月10日以降は、Y 2 会社の取締役であったB 4 取締役である。なお、B 4 取締役は、遅くとも同19年11月30日からY 0 会社の取締役でもあった。

イ Y 2 会社には、設立当初に雇用した運転手のうち最後の1名が平成28年3月20日に退職した後、正社員の従業員は存在せず、Y 0 会社ほかB 1 グループに属する申立外の会社からの出向者6名が、それ

ぞれに関して締結された出向協定書に基づき兼務出向し、Y 2 会社の業務に従事していた。

なお、同出向協定書には、Y 2 会社での所属部署及び担当業務、労働条件のほか、出向元とY 2 会社の賃金負担割合が定められていた。

また、Y 2 会社で勤務する出向者らの人事評価や査定については、B 4 取締役が報告書を作成した上で、同社の取締役会で決定され、それぞれの出向元に対し報告されていた。

## (2) 施設、設備関係等

Y 0 会社とY 2 会社のそれぞれの施設は、いずれも申立外D社のサービスステーションの敷地内にあった。

Y 0 会社は、申立外D社の施設を借りて事業を行っており、その一部をY 2 会社に貸し出していた。このうち、出荷事務所棟の備品室の一部については、Y 2 会社は、Y 0 会社と平成28年10月15日付で締結した使用貸借契約に基づき、間仕切りをした上、運転手の点呼場所として使用していた。

Y 0 会社とY 2 会社の施設は、概ね区画が分けられており、同一の建屋を使用する場合であっても、Y 2 会社は、上記のとおり借り受けた部分を間仕切りした上で使用していた。

## (3) 業務上の取引関係

Y 0 会社は、Y 2 会社を含む2社に対し生コンの輸送業務を外注しており、製造した生コンの3割程度をY 2 会社に発注し、その余を他社に発注していた。Y 2 会社は、主にY 0 会社を含む4社から生コンの輸送業務を受注しており、そのうち9割程度がY 0 会社からの受注であった。また、Y 2 会社は、Y 0 会社から受注した生コン輸送業務の運送料を月

ごとに同社に請求し、Y0会社は当該請求額をY2会社に支払っていた。

### 3 本件初審命令書の交付に至る経緯について

#### (1) 本件に関連する労使関係について

ア 平成18年4月29日、X2支部は、B2社長に対し、平成18年度の春闘要求として、組合員の退職に伴う欠員補充を行うよう要求した。

イ 平成19年1月25日、X2支部は、Y0会社に対し、継続審議事項である退職に伴う欠員補充を早急に行うよう要求した。

また、平成21年2月19日にも、X2支部は、同様の要求を行った。

ウ 平成21年3月19日、組合らは、欠員補充等の要求について回答や具体的な提案がないなどとして、Y0会社の生コン納入先の現場において抗議行動を行った。これにより、Y0会社は、当初予定していた出荷量の半分以上が出荷できなくなり、Y2会社は、当該現場での生コンの打設作業を中断することとなった。

同日、X2支部とY0会社との間で、21.3.19確認書が締結された。21.3.19確認書には、Y0会社が、平成18年度、同19年度及び同20年度の春闘要求である欠員補充問題や労働者供給による組合員の日々雇用について適切かつ迅速な処理を行わなかったことが、X2支部の権益を損ない、X2支部の組合員の就業機会を奪ったことを認め、正式に謝罪する旨、平成18年からのX2支部の組合員の愁訴である春闘要求は、継続審議事項であることを確認する旨が記載されていた。

エ 平成21年5月1日、Y0会社と組合との間で、日々雇用労働者供給契約書及び附属協定書が締結された。以後、これに基づき、Y0会社は、X1地本が設置する事務所に日々雇用組合員の労働者供給を依頼してきた。

オ 平成21年10月1日、X2支部とY2会社との間で、21.10.1協定書が締結された。21.10.1協定書には、団交における合意事項として、Y2会社は欠員補充について同年12月末日を目途に環境が整い次第実行し、進捗状況を都度報告する旨が記載されていた。

カ 平成24年7月3日、X2支部は、欠員補充が実行されないことから、Y0会社に対し、この間の継続審議事項である欠員補充について同日までに具体的に実行することを要求し、併せて福利厚生資金（組合員一人当たり10万円）を同月15日までに支払うことを要求した。

キ 平成24年7月18日、X2支部はY0会社に対し、①Y0会社は、欠員補充については暫定措置（労働者供給事業）でX2支部と確認している旨回答した、②しかし、X2支部の欠員補充は4名であり、現在の暫定措置では到底割に合わないとして、欠員補充について同月末までに具体的に実行するよう再度要求した。

ク 平成24年11月20日、X2支部はY0会社に対し、従業員2名が同年10月末日付で退職しており、X2支部の欠員補充枠が4名であることは、この間の団交や文書の通知等で確認、合意事項であるとした上で、X2支部が推薦する2名の欠員補充を同年11月末まで

に実行するよう要求した。

ケ 平成25年2月1日、X2支部はY0会社に対し、平成24年11月20日の要求（上記ク）と同様の内容について改めて要求した。

また、X2支部は、平成25年3月1日、Y0会社に対し、退職した組合員について欠員補充するよう要求し、それ以降も、平成26年2月、同年12月、平成27年2月及び同28年3月、Y0会社に対して同様の要求を行った。

コ 平成28年3月20日、Y2会社の正社員である運転手1名が退職したことにより、Y2会社に正社員として雇用されていた組合員は全員退職となった。Y2会社は、これ以降、B1グループの申立外の会社からの出向者と労働者供給事業による日々雇用組合員のみによって業務を行っていた。

## (2) 先行事件の初審申立て及び先行事件初審命令書の交付に至る経緯

ア 平成29年12月12日から数日間、X2支部は、セメント輸送、生コン輸送の運賃引き上げとC1共同組合の民主化を要求し、大阪、兵庫地区等の複数の申立外生コン製造事業者等において、争議行為を行った。

イ 平成30年1月23日付で、C1共同組合は、各組合員企業に対し、「A1組合と接触・面談の禁止」と題する文書において「A1組合との個別の接触・交渉等は厳にお控えください」と指示した。

ウ 平成30年1月30日、Y2会社は、組合員に対して、当面、日々

雇用組合員を雇用することができなくなったと告げ、同年2月1日分以降、日々雇用組合員の労働者供給の依頼を行わなくなった（30.2.1供給依頼停止）。

エ 平成30年2月6日、C1共同組合は、各組合員企業に対し、同年1月12日の臨時総会で、A1組合に全面的に立ち向かうことが決議されたとした上で、当面、A1組合系の業者の使用を極力差し控えるよう要請した。

オ 平成30年2月7日及び同年3月8日、X2支部は、会社らに対し、労働者供給による日々雇用の組合員の雇入れを要求事項とする団交を申し入れた。

カ 平成30年2月10日及び同年3月10日、団交が開催され、X2支部の執行委員及び組合員とB4取締役が出席した（以下、それぞれ「30.2.10団交」、「30.3.10団交」という。）。

これら団交において、X2支部は、30.2.1供給依頼停止について抗議し、労働者供給の再開を要求したところ、B4取締役は、C1協同組合からA1組合系の組合員を使用したら割当が少なくなることを示唆されており、そうなると生コンの工場として存続しにくい状況になること、取引銀行が会社らの経営上の問題に非常に興味を持っており支援して良いのか検討していること、会社らは負債が大きく再建途上であることから取引銀行からいろいろ言われており、B2社長も取引銀行から何十億も借りていることを重要な判断材料としている旨を述べ、労働者供給については控えさせていただきたい旨説明した。

キ 平成30年5月24日、X2支部は、会社らに対し、労働者供給による日々雇用の組合員の雇入れ及び欠員補充を要求事項とする団交を申し入れた。

ク 平成30年6月7日、団交が開催され、X2支部の執行委員とB4取締役が出席した（以下「30.6.7団交」という。）。

同団交において、B4取締役は、労働者供給の再開が難しいことについて30.2.10団交及び30.3.10団交における回答を重ねて説明したほか、欠員補充については、状況が整ったら雇い入れることは考えなければならないが、会社らは経営再建の途上であり、取引銀行等の支援機関からは生コン事業からの撤退を求められていること、会社らの借入金もほとんど減っておらず、B1グループとして33億円の赤字であり、改善計画がうまくいっていないなど、環境が整っていない現状では雇用できない旨を説明した。

ケ 平成30年7月2日、組合らは、大阪府労委に対し、30.2.1供給依頼停止が労組法第7条第1号及び同条第3号の不当労働行為に当たり、また、これに関する30.2.10団交、30.3.10団交及び30.6.7団交での会社らの対応が同条第2号の不当労働行為に当たるとして、労働者供給による日々雇用の組合員の雇入れ、30.2.1供給依頼停止による実損分の支払、誠実団交応諾、文書掲示等を求め、先行事件の救済申立てを行った。

コ 令和2年3月、Y2会社は、取引先に対し、同年9月20日をもつて廃業する旨の挨拶状を送付した。

同日、Y2会社は廃業し、事業活動を停止した。

サ 令和2年7月29日、大阪府労委は、組合ら及び会社らに対し、先行事件初審命令書を交付した。

大阪府労委は、先行事件初審命令において、①Y0会社が組合員の労組法上の使用者に当たるかについて、(i)Y2会社の法人性が形骸化しているとまではいえないが、(ii)Y0会社は、30.2.1供給依頼停止について、Y2会社と同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定できる地位にあるといえるから、労働者供給により供給されている日々雇用組合員の労組法上の使用者に当たる、②会社らによる30.2.1供給依頼停止は、労組法第7条第1号の不当労働行為には当たらないが、同条第3号の不当労働行為に当たる、③会社らによる30.2.1供給依頼停止に関する団交対応は不誠実であったとまではいえず、同条第2号の不当労働行為には当たらない旨判断し、会社らに対し、「平成30年2月1日分以降、貴組合に対し労働者供給契約に基づく供給の依頼をしなくなったことは、大阪府労働委員会において、当社による労組法第7条第3号に該当する不当労働行為であると認められました。今後、このような行為を繰り返さないようにいたします。」と記載された文書を、組合らに交付するように命じた。

これに対し、会社らは令和2年8月4日に、組合らは同月11日に、それぞれ再審査を申し立てた。

### (3) 本件初審申立て及び本件初審命令書の交付に至る経緯

ア 令和2年8月3日、X2支部は、会社らに対し、①先行事件初審命令において、(i)30.2.1供給依頼停止は不当労働行為であると認められた、(ii)また、Y0会社とY2会社は一体のものであり、両

社とも労組法上の使用者に当たるとの判断もされた、(iii)さらに、今後、このような行為を繰り返さない旨の文書を交付することとされた、②会社らには先行事件命令を履行する義務が生じている、③このことについて会社らに対し団交の開催を求めるので、直ちに交渉期日を設定し、円満に解決するよう申し入れる旨通知した(以下「2. 8. 3 団交申入れ」という。)。

イ 令和2年8月5日、X2支部は、会社らに対し、上記ア①及び②の内容を再度指摘した上で、2. 8. 3 団交申入れに応答したA氏が団交を拒否する旨の回答をしたことは不当労働行為であり、強く抗議するとし、今後の誠実な対応を求めた。

ウ 令和2年8月7日、会社らはX2支部に対し、2. 8. 3 団交申入書については、先行事件初審命令は失当であることから、会社らは同月4日に中央労働委員会に対し再審査申立てを行ったので、団交の開催の要を認めない旨回答した(以下「2. 8. 7回答」という。)。

エ 令和2年8月11日、X2支部は会社らに対し、①労働委員会の救済命令は、その命令書の交付の日から効力が生じ、遅滞なく命令を履行しなければならず、中央労働委員会に再審査を申し立てても履行義務は免除されない、②会社らには、命令が確定しない段階においても履行する義務がある、③行政処分さえ無視した会社らの浅短な対応に対し、再度、先行事件命令の履行に向けた団交の開催を求めるとして、5日以内に必ず団交期日を設定するように要求した(以下「2. 8. 11 団交申入れ」という。)。

これに対し、会社らは、令和2年8月16日、2. 8. 7回答で述

べたとおりである旨回答した。

オ 令和2年8月24日、組合らは、会社らに対し、2.8.11団交申入れと同じ内容を繰り返し指摘した上で、先行事件初審命令の履行に向けた団交の開催を求めると同時に、「欠員補充の問題についても団交を申し入れます。」と通知した（2.8.24団交申入れ）。

会社らは、2.8.24団交申入れに応じなかった。

カ 令和3年4月13日、X2支部は会社らに対し、以下の内容を要求事項として、同月20日までに団交を開催するよう申し入れた（3.4.13団交申入れ）。

#### 「1. 要求事項

（1）2009年3月19日付「確認書」に基づく、継続審議事項である欠員補充について。

（2）2021年度春闘要求

\*賃上げについて。

\*一時金について。

\*福利厚生資金について。

」

なお、本件2.8.24団交申入れ及び3.4.13団交申入れが行われた時点において、会社らには、組合らの組合員は存在しなかった。

キ 令和3年4月21日及び同年5月13日、X2支部は、会社らに対し、3.4.13団交申入書に会社らから回答がないことに抗議し、改めて団交を申し入れた。

ク 令和3年6月1日、X2支部は、大阪府労委に対し、会社らを相手方として、①先行事件初審命令に伴う、2.8.3団交申入書に対する団交の開催、②3.4.13団交申入書の要求事項についての団交の開催、③令和3年度春闘要求についての団交の開催を調整事項とするあっせん申請を行った。

令和3年6月16日、X2支部は、会社らが団交のあっせんを受けないことを理由として、同あっせん申請を取り下げた。

ケ 令和3年8月20日、組合らは、本件初審申立てを行った。

コ 令和4年11月21日、大阪府労委は、組合ら及び会社らに対し、本件初審命令書を交付した。

これに対し、組合ら及びY2会社は、それぞれ再審査を申し立てた。

#### 4 本件初審命令書交付後の事情について

(1) 令和6年7月25日、当委員会は、組合ら及び会社らに対し、先行事件再審査命令書を交付した。

当委員会は、労働者供給に関して会社らは一体とした運用を行っていたことなどから、30.2.1供給依頼停止については、①Y0会社はY2会社と同視できる程度に現実的かつ具体的な支配力を有しており、労組法上の使用者に該当する、②しかしながら、同法第7条第1号の不利益取扱い及び同条第3号の支配介入には該当しない旨判断し、この点に係る先行事件初審命令の救済部分を取り消した。これにより、先行事件初審命令で命じられていた文書交付は取り消され、先行事件に係る組合の救済申立ては全て棄却となった。

なお、本件再審査の結審時点では、先行事件再審査命令は確定してい

ない。

(2) 令和6年9月30日、事業活動を停止していたY2会社は、株主総会の決議により解散し、代表取締役であったB4取締役が代表清算人に選出され、清算手続が開始された。

#### 第4 当委員会の判断

##### 1 本件の争点について

本件の争点は、組合らの2.8.24団交申入れ及びX2支部の3.4.13団交申入れに対する会社らの対応が、正当な理由のない団交拒否に当たるか否かである。

前記第3の3(3)オ及びカのとおり、2.8.24団交申入れ及び3.4.13団交申入れのいずれも、Y0会社及びY2会社の双方に対する団交申入れであり、その要求事項は、2.8.24団交申入れについては、先行事件初審命令の履行と欠員補充に関するものであり、3.4.13団交申入れについては、欠員補充と令和3年度春闘に関するものである。

以上の整理を踏まえ、それぞれの団交要求に関するY0会社とY2会社の各対応が、労組法第7条第2号の不当労働行為に該当するか否かについて、以下、判断する。

##### 2 先行事件初審命令の履行問題に関する2.8.24団交申入れについて

(1) 会社らが先行事件初審命令の履行問題に関する2.8.24団交申入れに応じなかつたことについては争いはない。

これについて、本件初審命令は、①先行事件初審命令の履行に関する2.8.24団交申入れは、先行事件で救済を求めた団交申入れと別の新たな団交申入れがなされたものとはいえず、むしろ先行事件初審命令

の履行を求めるものに過ぎないこと、②先行事件初審命令は団交応諾を命じたものではなく、文書交付を命じたにとどまること、③よって、2.

8. 2 4 団交申入れによって新たな団交の必要性が生じたり、組合らに先行事件とは別の被救済利益が存すると解することは困難である旨判断しており、会社らも、当該判断に沿う主張をしているので、まず、この点について検討する。

(2) 前記第3で認定したとおり、以下の事実が認められる。

ア 先行事件初審命令は、30. 2. 1 供給依頼停止が労組法第7条第3号の支配介入に該当すると判断し、会社らに対し、「平成30年2月1日分以降、貴組合に対し労働者供給契約に基づく供給の依頼をしなくなったことは、大阪府労働委員会において、当社による労組法第7条第3号に該当する不当労働行為であると認められました。今後、このような行為を繰り返さないようにいたします。」と記載された文書を組合らに交付するよう命じた（前記第3の3(2)サ）。

イ X2支部は、2. 8. 2 4 団交申入れに先立って行った2. 8. 3 団交申入れにおいて、先行事件初審命令で30. 2. 1 供給依頼停止が不当労働行為であると認められたこと、不当労働行為を認め繰り返さない旨の文書交付が命じられたこと、これについて会社らに履行義務が生じていることを指摘した上で、このことについて、会社らに対し団交の開催を求め、円満に解決するよう申し入れた（前記第3の3(3)ア）。そして、会社らが、2. 8. 7回答において、再審査申立てをしたことを理由に団交開催の要を認めない旨の回答をすると、組合は、2. 8. 1 1 団交申入れ及び2. 8. 2 4 団交申入れを行い、再審査を申し立てていても履行義務があるとして、改めて先行事件初審命令の履行に向けた団交の開催を要求した（前記第3の3(3)エ及びオ）。

(3) 上記(2)の事実関係からすれば、2.8.24団交申入れは、2.8.3団交申入れの趣旨をそのまま引き継いでなされたものと認められる。そして2.8.3団交申入れの内容をみると、その趣旨は、30.2.1供給依頼停止が労組法第7条第3号の不当労働行為に該当するとして文書交付命令が発せられたことを踏まえ、会社らに対してその履行を求めるものであるから、これは、先行事件において組合らが求めた30.2.1供給依頼停止の再開を要求事項とする団交申入れとは異なり、先行事件初審命令書の交付を受けてなされた新たな団交申入れであると解するのが相当である。よって、本件初審命令の上記判断は、2.8.24団交申入れが、先行事件で救済を求めた団交申入れと別の新たな団交申入れがなされたものではないとする点で前提が誤っており、相当地なく、本件初審命令の判断に沿う会社らの主張も採用できない。

(4) 以上のとおりであるから、先行事件初審命令の履行問題に関する2.8.24団交申入れが新たな団交申入れであることを踏まえ、会社らが当該団交申入れに応じるべきであったか否かを判断すべきことになる。そこで検討するに、上記(3)で述べたとおり、2.8.24団交申入れは、30.2.1供給依頼停止が労組法第7条第3号の不当労働行為に該当するとして発せられた文書交付命令の履行を求めるものであるところ、本件においては、前記第3の4(1)認定のとおり、本件再審査係属中の令和6年7月25日に、当委員会が先行事件再審査命令書を交付し、30.2.1供給依頼停止は労組法第7条第3号の不当労働行為に該当しないとして、先行事件初審命令の救済部分を取り消したという事情がある。

労働委員会の救済命令は交付の日から効力を生じ、再審査申立てがなされてもその効力は停止されないため、2.8.24団交申入れの時点においては、団交義務が生じていれば団交に応ずべきものとも解しうる。

しかし、本件においては、再審査係属中に先行事件初審命令の救済部分は取り消されているため、当該救済命令の履行を求めた団交申入れの拒否に関する救済申立てについては、本件再審査において救済を命ずべきことにならない。

したがって、その余の点を検討するまでもなく、先行事件初審命令の履行問題に関する2.8.24団交申入れに関する救済申立てを棄却した本件初審命令は、結論において相当であり、組合らの主張には理由がない。

### 3 欠員補充に関する2.8.24団交申入れ及び3.4.13団交申入れについて

#### (1) 欠員補充に関するY0会社の対応について

ア 欠員補充とは、Y2会社に正社員として雇用されていた組合員である運転手の退職に伴う人員の補充のことであるところ、Y0会社は一般貨物自動車運送事業は行っておらず、組合員を雇用していないから、組合員の雇用主ではない。

もとともに、雇用主以外の事業主であっても、労働者の基本的な労働条件等について、雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にある場合には、その限りにおいて、労組法第7条の使用者に当たると解するのが相当であるから、以下、この点について判断する。

イ 欠員補充に関する組合らの要求事項は、組合員を正社員としてY2会社に雇用させることである。

正社員として雇用するということであれば、Y2会社は、誰を採用するかということのみならず、採用した組合員の労働条件全般について決定することになるから、Y0会社が、欠員補充に関して団交に応ずべき労組法上の使用者であるといえるためには、雇用する労働者の

採用や、その基本的な労働条件について、雇用主となるY2会社と同視できる程、現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にあることが必要である。

ウ これを本件についてみると、確かに、Y0会社は、X2支部との間で、欠員補充に関して適切かつ迅速な処理を行わなかつたことについて謝罪をする旨の21.3.19確認書を交わしているが（前記第3の3(1)ウ）、欠員補充への具体的な関与はこの程度にとどまるものであり、これを超え、Y0会社が実際にY2会社の正社員の採用行為や、採用した労働者の基本的な労働条件を決定していたことなどを認めると足りる的確な証拠は見当たらない。

そうすると、組合員の欠員補充に当たって、Y0会社が、組合員の正社員としての採用や、その基本的な労働条件について、雇用主となるY2会社と同視できる程、現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にあると解することは困難である。

よって、Y0会社は、欠員補充について団交に応ずべき労組法上の使用者には該当しない。

エ 組合らは、Y0会社が欠員補充について労組法上の使用者に該当する旨を繰々主張するが、以下のとおり、いずれも採用できない。

(ア) 組合らは、Y2会社はY0会社の製品を専属輸送しており、所在地や以前の代表取締役も同一であり、区画も分けずに施設を共用し、またY2会社に固有の従業員がいないことなどから、Y2会社は法人として形骸化しており、Y0会社とY2会社は実質的に同一の会社である旨主張する。

しかしながら、前記第3の1(2)認定のとおり、Y2会社は、一般貨物自動車運送事業の許可を受けた株式会社であり、外形的に独立した法人格を有しております、同2(3)認定の取引の状況からすれば、

Y 0 会社の専属輸送部門であると評価することはできない。また、Y 2 会社は、Y 0 会社から施設の一部を借り受けていたが、前記第3の2(2)認定の事実関係に照らせば、会社らの区画は概ね分けられており、同一の建屋を使用する場合であっても、借り受けた部分を間仕切りした上で使用していたのであるから、それぞれの施設を渾然一体として使用していたとは認められない。さらに、前記第3の2(1)によれば、Y 2 会社では、平成28年3月20日までは運転手としてY 2 会社の固有の従業員が存在しており、同人らのうち最後の1名が同日をもって退職した後においても、その法人格の独立性に特段の変化はない。そして、運転手以外の従業員についてはB 1 グループからの出向者が業務に従事していたところ、それぞれについて出向協定書が締結され、Y 2 会社での所属部署及び担当業務、その他労働条件のほか、出向元とY 2 会社の賃金負担割合も決められていたことが認められるのであって、出向者の立場やそれぞれの会社の業務割合等について、協定上明確にされていた。

これらのことからすれば、Y 2 会社の法人格が形骸化しているとか、会社らが一体の会社であるなどということはできず、組合らがその他主張するところを検討してもこの判断は変わらない。

(イ) 組合らは、先行事件においてもY 0 会社の使用者性が認められているから、欠員補充についても使用者性が認められる旨主張する。

しかしながら、先行事件では、組合員を日々雇用労働者として雇用する労働者供給について、Y 0 会社もY 2 会社と一体とした運用を行っていたことなどから、30.2.1 供給依頼停止については、Y 0 会社も現実的かつ具体的な支配力を有していたと判断したものである。他方、欠員補充については、Y 2 会社において正社員を採用するものであり、Y 0 会社にはY 2 会社の正社員の採用や、そ

の基本的な労働条件について、Y 2 会社と同視できるような現実的かつ具体的な支配力を有しているとまで認められないことは上記ウ判断のとおりである。

よって、先行事件初審命令が、30. 2. 1 供給依頼停止についてY 0 会社に労組法上の使用者性を認めたことは、欠員補充について団交に応ずべき使用者であることを根拠付けるものではない。

(ウ) 組合らは、21. 3. 19 確認書以降、組合らとY 0 会社の間で欠員補充に関する団交が継続的に行われてきたと主張する。

確かに、前記第3の3(1)力ないしケによれば、X 2 支部が、Y 0 会社に対し、平成24年から同27年にかけて継続的に欠員補充に関する要求をしていたこと、同要求書等には、Y 0 会社が欠員補充枠等を確認している旨の記載があることは認められるが、これらはいずれも、X 2 支部の認識として要求書に記載されているにすぎない。

会社らは、欠員補充に関して継続的に団交が行われていたことを否定しており（前記第2の2(2)ア(イ)）、本件における全証拠に照らしてみても、結局のところ、組合らとY 0 会社がY 2 会社の欠員補充について継続的に団交を行ってきたことを認めるに足りる的確な証拠は見当たらず、仮に、団交で欠員補充について何らかの話がされたことがあったとしても、Y 0 会社として、どの程度の回答をしたのかも明らかでない。よって、Y 0 会社が、欠員補充について、その使用者性を根拠付ける程度の団交対応を継続的に行っていったと認めることはできない。

(エ) 組合らは、21. 10. 1 協定書と21. 3. 19 確認書は一体のものであり、21. 3. 19 確認書でY 0 会社が欠員補充を約束している以上、Y 0 会社には欠員補充に関して使用者性が認められ

る旨主張する。

しかしながら、前記第3の3(1)ウ及びオのとおり、21.1.10.1協定書はX2支部とY2会社との間の協定であり、21.3.19確認書はX2支部とY0会社との確認書であって当事者が異なること、21.3.19確認書と21.10.1協定書との締結時期は半年以上離れていることからすれば、これらが一体のものと評価することはできない。また、Y0会社が21.3.19確認書において、欠員補充について謝罪していることが、直ちに、Y0会社が欠員補充に関して団交に応すべき使用者であることを根拠付ける事情にならぬことは上記ウで述べたとおりである。

したがって、組合らの上記主張は採用できない。

オ 以上のとおり、Y0会社は、欠員補充に関して団交に応すべき労組法上の使用者に該当しないから、その余を判断するまでもなく、欠員補充に関する2.8.24団交申入れ及び3.4.13団交申入れにY0会社が応じなかつたことは、労組法第7条第2号の不当労働行為に該当しない。

## (2) 欠員補充に関するY2会社の対応について

ア 欠員補充に関する2.8.24団交申入れに対するY2会社の対応について

(ア) Y2会社は、欠員補充がなされれば組合員の雇用主となる立場であった。そして、Y2会社とX2支部との間で締結された21.10.1協定書では、欠員補充について、Y2会社は、平成21年12月末日を目途に環境が整い次第実行すること、進捗状況を都度報告することが合意されていた(前記第3の3(1)オ)。

このことからすれば、Y2会社は、欠員補充について労組法上の使用者であると認められるから、欠員補充に関する団交申入れがあ

った場合には、正当な理由なく拒否することはできない。

(イ) 会社らは、①Y2会社が令和2年9月20日に廃業しており、同日以降はY2会社に欠員補充問題は存しないこと、②廃業することは同年3月に取引先に通知されており、情報収集能力が高い組合らがこの情報を入手していなかったはずはないことから、欠員補充に関して団交を実施する実益はなく、団交を拒否したことに正当な理由がある旨主張する。

しかしながら、Y2会社は、令和2年3月に取引先に対して廃業する旨の通知を行ったものの、組合に対して同旨の通知を行っていた事実は認められないと、2.8.24団交申入れがなされた時点ではY2会社はまだ廃業しておらず、実際に廃業したのは同年9月20日であったことからすれば、Y2会社は、欠員補充を要求事項としてなされた2.8.24団交申入れに対しては、団交に応じた上で、廃業予定であることも含め、今後の欠員補充の可否等について説明すべきであって、少なくとも廃業が予定されていることは、団交を拒否する正当な理由であるとは認められない。

(ウ) 以上のとおりであるから、Y2会社が2.8.24団交申入れに応じなかつたことは、労組法第7条第2号の不当労働行為に該当する。

イ 欠員補充に関する3.4.13団交申入れに対するY2会社の対応について

(ア) 会社らは、欠員補充に関する3.4.13団交申入れは、X2支部とY0会社との間で確認された21.3.19確認書に基づく要求であつて、これを根拠とした団交申入れにY2会社が応じる必要はないと主張する。

3.4.13団交申入書には、要求事項として「2009年3月

19日付「確認書」に基づく、継続審議事項である欠員補充について」と記載されているところ、同じく欠員補充について前年に要求した2.8.24団交申入れには、そのような文言はなく、単に欠員補充の問題について団交を申し入れるとしたものであった（前記第3の3(3)オ及びカ）。

そうすると、組合らは、2.8.24団交申入れの時点では、欠員補充の問題を広く問う趣旨であったところ、3.4.13団交申入れに至っては、特に、21.3.19確認書でY0会社が欠員補充について確認したことを理由として欠員補充の実現を追及する方針にしたものとみることができる。そして、21.3.19確認書は、X2支部とY0会社の間で確認されたものであって、これにY2会社が関与した事実は認められないこと、組合らは、本件審査を通じ、Y0会社は欠員補充に関して使用者性があり、これに関する団交に応じるべきであると一貫して主張していることも併せ考えれば、Y2会社が、欠員補充に関する3.4.13団交申入れは、もっぱらY0会社に対して申し入れられたものと受け止めたことには相応の理由があるというべきである。よって、Y2会社が3.4.13団交申入れに応じなかつたことは、正当な理由のない団交拒否に該当するとはいえない。

(イ) 組合らは、①Y0会社とY2会社は一体であり、また、21.3.19確認書と21.10.1協定書も一体のものである、②欠員補充とは正社員たる運転手の補充であり、組合員はY2会社に所属することになるため、Y2会社も当事者となる事項である旨主張する。

しかしながら、Y0会社とY2会社が法人として一体であるなどとはいえないこと、21.3.19確認書と21.10.1協定書も一体のものといえないことは、いずれも上記(1)エ(ア)及び(イ)で

判断したとおりである。

また、確かに欠員補充がなされた場合にはY2会社が雇用主となるのであるが、3.4.13団交申入れは、2.8.24団交申入れとは違い、殊更に、Y0会社との間で確認した21.3.19確認書に基づいた交渉を要求しており、Y2会社はこれに関与したと認められないことは上記(ア)で述べたとおりであるから、組合らの上記主張は、Y2会社が団交に応じなかつたことが正当な理由のない団交拒否に該当するとはいえない旨の上記判断を覆すものではない。

よって、組合らの上記主張はいずれも採用できない。

(ウ) 以上のとおりであるから、Y2会社が欠員補充に関する3.4.13団交申入れに応じなかつたことは、労組法第7条第2号の不当労働行為には該当しない。

#### 4 春闘要求に関する3.4.13団交申入れについて

(1) 組合らが3.4.13団交申入れで要求した春闘要求は、「賃上げについて」、「一時金について」及び「福利厚生資金について」の3点である(前記第3の3(3)カ)。

これにつき、組合らは、欠員補充によって正社員として雇用される組合員の賃金・労働条件は、従前に雇用されていた組合員のものが引き継がれるところ、引き継がれた賃金・労働条件の更なる向上を目指すための春闘要求として3.4.13団交申入れを行つた旨主張する(前記第2の3(1)ア)。そうすると、これら春闘要求は、会社らに正社員として雇用される組合員の賃金等の労働条件に関する要求と解することができる。

(2) この点、Y0会社はそもそも組合員を雇用しておらず、また、Y2会社も、平成28年3月20日までに、正社員たる組合員が全員退職した

のであって、3.4.13 団交申入れがなされた時点においては、会社のいずれにも組合員は存在していないのであるから（前記第3の3(3)カ）、基本的には、会社らは、これら春闘要求に関する団交に応じる必要性はないといえるが、近い将来において、会社らが組合員を正社員として雇用する可能性が現実的かつ具体的に存在するなどの事情がある場合は、当該団交に応じる必要があると認めるべき余地があるので、以下、この観点から検討する。

(3) Y0会社が組合員を正社員として雇用する可能性について

ア Y0会社は、一般貨物自動車運送事業を行っていないことから、組合員を雇用しておらず、そもそもY0会社が組合員の雇用主になることはない（前記第3の1(1)）。そして、欠員補充はY2会社において正社員を採用するものであるところ、Y0会社が、雇用主となるY2会社と同視できる程、現実的かつ具体的に支配力があるということができないことは、上記3(1)判断のとおりである。

イ そして、組合らは、Y0会社は欠員補充を約束しており、これまで団交に応じてきたのであって、会社らは、近い将来において欠員補充により組合らの組合員を雇用する現実的かつ具体的な可能性があつた旨主張するが、これら組合らの主張がいずれも採用できないことは、上記3(1)ウ、エ(ウ)において判断したとおりである。

ウ 以上のとおりであるから、近い将来において、Y0会社が組合員を正社員として雇用する可能性が現実的かつ具体的に存在すると認めることはできない。

(4) Y2会社が組合員を正社員として雇用する可能性について

ア Y2会社は、21.10.1 協定書において、欠員補充について環境が整い次第実行すること、その目途は平成21年12月末日であることについてX2支部と合意している（前記第3の3(1)才）。

よって、21.10.1協定書が締結された時期においては、欠員補充によって近い将来に組合員を雇用する可能性は存在したものと認められるが、それ以降、Y2会社が欠員補充を実行する旨を具体的に約束した事実は認められない。

イ その後、21.10.1協定書の締結から8年8か月後に行われた30.6.7団交で欠員補充の問題についても協議されたのであるが、会社らの交渉担当者として出席したB4取締役は、欠員補充については状況が整ったら雇い入れることは考えなければならないとしつつ、経営再建の途上であり、取引銀行等の支援機関から生コン事業からの撤退を求められていること、会社らの借入金もほとんど減っておらず、改善計画がうまくいっていないことなどを挙げ、環境が整っていない現状では雇用できないと回答している（前記第3の3(2)ク）。

そして、Y2会社は、令和2年9月20日、廃業して事業活動を停止しており（前記第3の3(2)コ）、これ以降、新たに正社員を雇用して事業を行う状況になかったことが認められる。

ウ 以上の経緯に照らすと、3.4.13団交申入れがなされた時点では、Y2会社が、近い将来において組合員を正社員として雇用する可能性が現実的かつ具体的に存在していたということはできない。

エ これについて、組合らは、①21.10.1協定書において欠員補充を実行することを確認しており、Y2会社には組合員を雇用する責任があること、②欠員補充に関しY2会社と継続的に団交を行っていること、③特に30.6.7団交においては、B4取締役は、環境が整えば欠員補充を行うという約束が存在することを認めていることからすれば、Y2会社は、近い将来において、欠員補充により組合員を雇用する現実的かつ具体的な可能性があった旨主張する。

しかしながら、上記②の主張に関しては、欠員補充について組合ら

とY2会社の間で継続的に団交が行われていたことを認めるに足りる証拠はない。また、上記①及び③の主張を勘案しても、3.4.13団交申入れ時点において、近い将来に、Y2会社に組合員を雇用する現実的かつ具体的な可能性があったといえないことは上記アないしウ判断のとおりである。

- (5) したがって、Y0会社及びY2会社とも、組合員を正社員として雇用する現実的かつ具体的な可能性があったということはできない。
- (6) なお、組合らは、会社らに組合員が存在しないのは、会社らによる違法行為の結果であるとも主張する。

しかしながら、Y0会社には、その業務の性質上、組合員が存在したことではない。そして、Y2会社も、平成28年3月20日に正社員である運転手1名が退職して以降は、正社員として雇用されていた組合員は存在しなくなったところ、この状況が、会社らの違法行為によってもたらされたことを示す証拠はない。

さらに、組合らは、Y2会社の廃業は偽装であるとも主張するが、これが偽装であることを認めるべき証拠もない。

したがって、組合らの上記主張はいずれも採用できない。

- (7) 以上のとおり、Y0会社及びY2会社においては、3.4.13団交申入れがなされた時点では正社員たる組合員は存在せず、近い将来、組合員を正社員として雇用する可能性が現実的かつ具体的に存在すると認めることもできないから、春闘要求に関する3.4.13団交申入れに応じなかつたことは、労組法第7条第2号の不当労働行為には該当しない。

## 5 結論及び救済方法

以上によれば、Y2会社が、欠員補充に関する2.8.24団交申入れに応じなかつたことは、労組法第7条第2号の不当労働行為に該当するが、

その余の本件各救済申立ては、いずれも棄却すべきである。

組合らは、上記不当労働行為該当部分については、文書交付だけではなく団交応諾命令も発するべきであると主張するところ、Y2会社は本件初審命令書交付後に廃業し、本件再審査結審の時点では既に廃業してから4年以上が経過しており、その後、法人の解散及び清算手続が開始されていることなどの事情を総合的に勘案すれば、その救済方法としては、本件初審命令同様、文書交付を命じることが相当である。

よって、労組法第25条、第27条の17及び第27条の12、労働委員会規則第55条の規定に基づき、主文のとおり命令する。

令和7年7月2日

中央労働委員会

第二部会長 荒木 尚志